

議 事 日 程 (第 3 号)

平成27年12月11日(金曜日) 午後3時24分 開議(本会議)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第77号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第78号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第79号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第80号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第81号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第82号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第83号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

※条例案件の審議及び採決

日程第 2 議第84号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定について

日程第 3 議第85号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議第86号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第 5 議第87号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議第88号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第89号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 ※補正予算審査結果報告及び採決

日程第 9 ※事件案件の審議及び採決

議第90号 平成27年度吹浦統合簡易水道事業直世配水池築造工事請負契約の締結について

※人事案件の審議及び採決

日程第10 議第91号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第11 議第92号 人権擁護委員候補者の推せんについて

日程第12 議第93号 人権擁護委員候補者の推せんについて

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第 3 号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1 番	齋 藤	武 君	2 番	松 永	裕 美	君
3 番	菅 原	和 幸 君	4 番	筒 井	義 昭	君
5 番	土 門	勝 子 君	6 番	赤 塚	英 一	君
7 番	阿 部	満 吉 君	8 番	佐 藤	智 則	君
9 番	高 橋	冠 治 君	10 番	土 門	治 明	君
11 番	斎 藤	弥 志 夫 君	12 番	堀	満 弥	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時 田 博 機 君	副 町 長	本 宮 茂 樹 君
総務課長	菅 原 聡 君	企画課長	池 田 与 四 也 君
産業課長	堀 修 君	地域生活課長	川 俣 雄 二 君
健康福祉課長	佐 藤 啓 之 君	町民課長	富 樫 博 樹 君
会計管理者	高 橋 晃 弘 君	教育委員 会長	渡 邊 宗 谷 君
教育長	那 須 栄 一 君	教育委員 会長	渡 邊 橋 藤 正 君
農業委員会 会長	高 橋 正 樹 君	選挙管理委員 会長	渡 邊 橋 藤 正 君
代表監査委員	金 野 周 悦 君		

☆

出席した事務局職員

☆

本 会 議

議 長 (堀 満 弥 君) 延会前に引き続き本会議を開きます。

(午後 3 時 2 4 分)

議 長 (堀 満 弥 君) ただいまの議員の出席状況は全員出席しております。

なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、条例案件の審議、採決を行います。

日程第 2、議第 84 号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長 (堀 満 弥 君) ないようですので、これにて質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (堀 満 弥 君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第 84 号 遊佐町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長 (堀 満 弥 君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 3、議第 85 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長 (堀 満 弥 君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長 (堀 満 弥 君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第 85 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第86号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第86号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案どおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、議第87号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

4番、筒井義昭議員。

4番(筒井義昭君) それでは、議第87号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質問と提案をさせていただきます。

遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定は、遊佐町立図書館の施設及び管理を指定管理方式にすることができるという、できる条例であると認識しております。条例改正案を見てみますと、平成28年4月1日より指定管理による図書館の管理を目指しているようです。しかし、現在指定管理などの企業や団体のどこに委託するのか見えてもこないし、聞こえてもこない今の現状において、あと4カ月間しかないわけです。事業の引き継ぎや運営体制づくりも4カ月でやらなくてはいけない状況下において、これ間に合うのかと思うのは、誰しもが思う素朴な疑問だと思います。やはり少々拙速過ぎるのではないかと私は思います。

また、ことしつくられた遊佐町子ども読書活動推進計画を見ても、読書環境の中で町立図書館は遊佐町の中核である施設であると考えます。蔵書数にしても、施設としても、遊佐町の読書環境の心臓部である施設整備、蔵書貸し出しだけではなく、専門性の向上やおはなし会、映写会、家庭での読書活動の推進、ボランティア団体との連携等々を担う場でもある、そのような多岐にわたるソフト面の活動を指定管理という形でできるのか、非常に私としては不安を抱かざるを得ません。まずはその点についてご所見を伺い、第1問目とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、条例改正案を出すということで、4月からの指定管理を予定をしているというふうなことでありまして、現在も事務的には準備をしているということでもあります。指定管理者の募集に当たっては、業務仕様書の作成を現在進めているところでありますけれども、図書館の事業につきましては、やはりこれまでのノウハウの積み上げがあつて現在の事業があるというふうにも考えているところであります。基本的にはこうした事業について同様に実施していただくというふうな考えを持っていることであります。担っていただく場合につきましては、しっかり引き続きをさせていただきながら、混乱のないように進めていきたいというふうな考えているところであります。

ボランティア団体との連携も大変重要な要素として考えております。当然にして、これらとの連携、協力についても引き続きお願いをしていくというふうなことで考えておりまして、円滑に指定管理移行できるように努めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4番（筒井義昭君） 今答弁がありましたように、図書館の運営管理に対して慎重に取り組みられていくのだと思います。そして、教育委員会が図書館を所管し、指導していくわけですけれども、図書館協議会の存続もあり、適切な助言というのが図書館の運営に対してなされるものだと思います。

しかし、図書館が取り組んできたソフト事業は、図書館に携わってきた人やかかわってきた人たちがそのような人的資源によって進められ、支えられてきた図書活動であります。それは、各小学校に読み聞かせの会ができていながらも、町立図書館が核となって進められてきたことは事実であります。この人的資源とも言える皆さんにソフト事業はお任せしますよというような丸投げになってしまうのではないかと、それだけのノウハウを持っている指定管理者だったら、ある程度連携を組みながらできるのですけれども、そこまでは私たちの担当ではないよ、私たちがやるべきことというのは施設の管理と蔵書の管理と貸し出しなのだよというような指定管理だったとしたならば、このソフトの面での映写会やおはなし会や、いわゆる家族の読書の相談とか、家庭での読書の推進計画の啓蒙とか、どこがやるのかという部分は非常に不安に感じるわけです。この人的資源という人たちにそういう部分までお任せすることはできないと思うわけです。図書館は、そういう意味では非常に共存と調整と共栄というものがあつて、支えられ、遊佐町独自の読書環境というのができてきたのだと思うのですけれども、そこら辺のケアというのがしっかり練られているのか、引き継ぎが可能なのかということ再度伺いさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

図書館のこれまでの運営につきましては、町職員の努力以上に、本当に支えていただいているボランティアの皆さん、そういった皆さんの力が大変大きいというふうな考えております。この指定管理を導入する場合に当たっては、こういった皆さんとの連携を引き続き維持をしていくと、そういったことにつきましても業務仕様の条件の中で明示をし、きちんと連携を図られていくようにしていきたいというふうな考えているところでございます。

議長（堀 満弥君） 4番、筒井義昭議員。

4 番(筒井義昭君) 最後の質問になるかと思えます。

いわゆる図書館の専門職と言われる司書という方、職の資格を持った方の配置というのはなされるのか。また、今まで私たちが育った時点よりも今の本というのはたくさんあります。メディア関係の本から、いわゆる私たちが知る事のなかったような本というのが多岐にわたってこれから発行される、そしてそういう本が求められる時代になると思うのですけれども、本に関する専門家と同時に読書を推進していくための専門家、そして当然図書館ですから司書という専門家というのが、この指定管理という中で配置されるのか、されないのかということも大変不安になりますので、その点も質問いたします。

現在の図書館に育て上げてきたのは、先ほども言いましたけれども、多くの人の力であると思いますが、遊佐町図書館の生みの親とも育ての親とも言える女性がおります。フルネームでは避けましょう。今までその方が、いわゆるソフト面を担っているボランティアの方々を熱い思いで育ててきた。そのアイコイズムみたいなものが連綿と遊佐町立図書館には脈々と伝えられてきたわけですが、来年、平成28年4月1日以降指定管理になった際の、そのアイコイズムの継承というのがいかになされるのか、これは遊佐町にとっては、読書環境においてはアイコイズムというのは欠かすことのできない大切な大切な精神であり、伝えなければいけないDNAであると思っておりますので、それをお伺いいたしまして、私の質疑は終わらせていただきます。ご所見を伺います。

議長(堀 満弥君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) 私から司書のことについて答弁をさせていただきます。

司書の確保につきましては、これまでも大変苦勞してきたというふうな実態もあります。本来であれば町の職員が資格を持っていればいいわけですが、人事配置の課題から、なかなかそれがかなわない場面も多々ありました。そういったわけで、臨時職員に司書資格をお持ちの方を採用してきたというふうな経過もありますし、現在もそのような形になっているところであります。指定管理の場合においても、業務仕様書の中で司書資格を持った方を配置をすることというふうなことで当然記載することを予定しておりますので、今後とも司書資格の方の配置については確保していきたいというふうに思っているところでございます。

議長(堀 満弥君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) では、残余のところを私からお答えしたいと思います。

民間委託ということではスポーツ関係、体育協会に委託しまして随分たっているわけですが、鋭意運営管理に当たっていただきまして、確かな導き方をいただいているかなということで理解しております。もちろん課題がないということではございませんけれども。ただし、今ご指摘ありましたように、特に歴史のあるたくさんのソフト事業というくくりでお話いただきましたけれども、そういうものも当然継承しながら、さらに時代に合ったものに進化させていくという、そういう図書館でありたいという思いは共有しております。当然民間委託になりましたら、今課長答弁のように、司書の立場の方はきちんと位置づけるということでございますし、直接係としては社会教育係がパイプ役になりますけれども、現在も学校指導係、指導主事ですね、あつたり、総務学事であつたり、あるいは文化係でやつたり、いろんなパイプで連携しながらやっております。そういうものもこれまで以上に教育委員会全体で、従来のパイプあるいは同様、それ以上のものをきちんと確認しながら進めていきたいという思いでおります。

そして、もう一つは、図書館協議会は残りますので、そこでも民間委託して、もちろん成果も出していきたいと思えますし、課題も当然見えてくるのだと思えます。それはご指摘いただいて、ぜひ改善するべしというご意見をいただければ、それをきちんと通してお伝えして、決して丸投げということではなくて、教育委員会全体で支えていく、そんな所存であります。ちょうどこの時期、一にするように遊佐町子ども読書活動推進計画というの動き出しておりますので、その計画にもそういった骨子も盛っておりますので、そういったものを大きな柱立てとしまして、地域住民、小学校、中学校、もちろん幼児も含めてですけれども、全町民に貴重な図書館として活用いただけるように頑張っていきたいと思えます。

そして、開館時間が拡充する、開館日時も、ここでは一々申し上げませんが、例えば夜もう少し遅くまであいてるとありがたいとか、月曜日毎週休みはいかがなものかというご意見もあることも承知しておりますので、全く365日無休というわけにはいきませんが、その辺も少しでもクリアできるように頑張ってください、時間的なものでは従来のものより利便性のあるサービス向上に努めていく、それはもちろんですが、先ほど前段申し上げましたソフト、中身がこれまで以上にきちんと整えられていくということが大事なのだと思いますので、これはただいま頂戴した意見を踏まえながら、アイコンイズムという言葉ありましたけれども、まさにこれを機会に愛子図書館にしてもいいかなという思いでありますけれども、そういう歴史と伝統、思いがある図書館であるということも、それは仕様書の中には含まれないと思えますけれども、そういうものはいろんな立場で機会でお伝えしながら、情報を共有しながら、町民の皆さんのご意見もいただきながら、やはり利用時間も拡充して、サービスも同様あるいはこれまで以上になって、民間委託によっていい面がたくさん出てきたなという、そういう図書館に変わっていくように我々も支えていきたいと思えます。

以上でございます。

議長（堀 満弥君） これにて4番、筒井義昭議員の質疑を終了します。

ほかにございませんか。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ただいまの筒井議員と多少かぶることはあるかもしれませんが、質問をさせていただきます。

今回の議第87号、眼目は指定管理者の導入ということに尽きるわけなのですが、文書で配られている部分に関して、提案理由は遊佐町立図書館の管理運営について指定管理者制度を導入できる規定を整備するため、提案するものであるということで、非常に簡便でして、やはりこれだけだとその背景等々、あるいは指定管理者になった場合の姿が見えてきませんので、改めてここで聞きいたします。

私指定管理者制度について一律に反対、賛成という立場ではないのですが、ただあらかじめ申し上げておきたいのは、全国的な図書館あるいは博物館等々の指定管理者制度導入に関する動きを見てみると、武雄であったり、海老名であったり、華々しく図書館戦争と言われるようなことが起こっているところもあったり、あと私も不勉強なので、遊佐町図書館が加入しているかどうか分からないのですが、例えば公益社団法人の日本図書館協会というのがありまして、ここでは見解を出しているのですが、明確に指定管理者制度の図書館への適用は適切ではないと考えておりますという見解を2回にわたって出しております。この方針はいまだに変わっていないようであります。ということは、プラスの面とマイナ

スの面があるので、このような意見が出てくるのでありまして、恐らく遊佐町においてもそのあたりというのは、きょうこの場に議案が出てくる前に十分議論がされていることだというふうに思います。

それで、まず1問目お伺いしたいのですけれども、そもそもなぜこの時期にこの条例の改正案が出されたのか。条例の案文は、新たな9条に関しては、することができるという条例ですけれども、「行わせることができる」ということができる条例ではあるのですけれども、今までのお話を聞きますと、ほぼ来春から指定管理者に移行することが確実なようなふうに私は受け取ったのですが、それが例えば9月ぐらいに議論が始まってということならまだ、あるいは4月とか、1年ぐらいかけて議論するならわかるのですけれども、比較的短期間、今の時期にこの議案を出してしなくてはいけないという、ある意味急いでいるような感じがするのですけれども、急がなくてはいけないような理由をまずお聞かせいただきたいのと、あと先ほど審議の話をしましたけれども、審議過程で当然一般論としての指定管理者制度の是非もあるし、あと遊佐町に適用したときに合うか合わないかという議論もありますけれども、そういう部分を含めて、指定管理者制度の是非、恐らく教育委員会等々で議論されているはずですので、その議論の経緯、その2つをまず1問目としてお聞かせください。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） まず、いろいろ確かに民間委託して、いろんな課題が生じている自治体といいますが、図書館があるということもお聞きしていますが、逆に順調にいつている、決してマイナス面だけでなく、例えば山形県では新庄市もそういう流れになっておりますが、私は行きませんでしたけれども、そこも視察に行きまして、どういう形態でやっているのか、順調に運営されているということですので、課題の多い自治体だけが報道に出るわけですけれども、決してそういうことではないということで、やはり一番は我々、筒井議員からもご意見があったような、そういう内容を継承していただいて、さらに次に進めていただけるような中身にしていただける経営体といいますが、受け手のほうをいかにキャッチできるかという、そこに尽きるのだと思います。そのところは当然吟味して、このメンバー、この団体であれば間違いなくやっていただけると、そういうところをまず見出すということが一番だと思いますし、あと理由はいろいろありますけれども、教育委員会サイドではやはり開館時間等いろいろ要望があるのです。毎週月曜日というのは、例えば小学校、中学校、運動会とかありますと、月曜日振休で休みの日があって、子供たちは休みだけでも、お父さん、お母さんは仕事に行くものだから、図書館に行ってみたら定休日だったと、そういうのがまああるというような声とか、先ほどもちょっとお話ししましたけれども、やはり夕方の閉館時間が早過ぎるのではないかと。もう少し、中には開館時間をおくらせても夕方のほうを延ばして、冬場は別でしょうけれども、時に夏場なんかは7時、8時まで明るいですから、それがもう6時、6時半で閉まるのはどんなものなのでしょうかという声もあるわけで、そんな要望も大事にしたいということもありましたし、年間の開館の日数もお正月の年末年始、これは年末3日間、正月3日間は休館としますけれども、あと毎月隔月で月2回の休みとか、そんなことで開館時間帯等の要望には十分これまでにないサービスの面で充実できるかなという思いでありますので、その辺やはり今の体制ではちょっとできにくい面があるということで理解しております。そういうことで、その中でソフト面での充実継承ということとは当然、先ほど答弁のようにきちんと教育委員会として把握し、指導しながらということでご理解いただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

補足という形でお話をさせていただきますが、この間十分議論がなされたのかというご懸念の言葉がありました。あるいは先ほど筒井議員は拙速ではないかというお話がございました。そうではなくて、非公式な内部的な議論はもう既に昨年度から、あるいは昨年度以前から行ってきておりました。今年度に入りまして正式な形で行政事務改善委員会に諮って、何度も何度も関係課とのヒアリング等、あるいは全体会、小委員会を重ねる中で、7月から行政事務改善委員会を立ち上げて、これまで議論を行ってきました。通常であれば、大体9月ころから行政事務改善委員会を立ち上げておったところなのですが、今回の議題のテーマの重さからして、十分やっぱ議論を尽くす必要があるというようなことで、相当前倒しをして審議していただきました。その審議の過程、小委員会の開催の過程におきましては、小委員会のほうで単にデスクワークをするだけでなく、先進地視察も行いながら、担当課のヒアリングはもとより、都合6回、視察も含めて議論を重ねております。これも通常であれば3回とか、せいぜい多くても4回程度だったのですが、今回に限りそのような丁寧な進めをしてきたわけがございます。

小委員会の答申の中に若干入らせていただき、紹介させていただきますと、このように指摘がありました。本町においても開館日や開館時間等に対する拡大要望が上がっており、これからサービス需要に応えていくために民間の力を生かした指定管理者導入の検討について提案があり、検討する必要があると。指定管理制度を導入するに当たっては、その受け皿とサービスの低下を招かないような仕様書の内容について検討する必要があると。この件に関しましては、先ほど教育課からこれらのことを踏まえた基本的な考え方が示されましたが、受け皿となるためには経営知識のある核になる人材が必要だと、その上で司書資格者、熱意のある人、あるいはボランティア経験のある人を募集していくことになるというふうなことで、仕様書にこれは書き込んでいくというようなことでもございました。押しなべて全般的組織づくりを単に丸投げという考えはできないわけでありまして、組織づくりを町が支援していくという方法も考えられるから、そういった点での配慮もしてもらいたいと、そして地域の特性を理解し、地域密着型の事業展開が可能ないように進めてもらいたいというふうなことで委員会のほうから答申がありまして、全体会でまたもみまして、町長に答申あったことを踏まえて対応方針を、この線に沿って町長の決定をいただいて、そして今回の条例改正、来年の4月から指定管理に踏み出そうというようなことで、いわば未来志向でこのような条例改正、提案になったといった経過がございます。庁内議論は十分に尽くしたかというふうに思っております。これからやっぱ今回ご提案をしたことによりまして町内議論というようなことで、ただいまの議論を求めるといふ段階に来たということでもございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 庁内、この庁舎の中での議論ということで詳しく説明いただきました。

それで、ただやはり心配なのは、町民の中での議論であったりという部分については、当然議員が今回初めて知ったような次第ですので、恐らく多くの町民の方は知らないのではないかなというふうに私は推察しております。

話をちょっと繰り返すようですけども、今の時期にこの話が進んでいるということが、やはり来春か

らの指定管理者制度の導入を前提としているというふうに私は考えるわけなのですが、ただ当然何も当てがなくて指定管理者制度という話をしているわけではないはずですので、恐らく今の段階で既にどこかの団体に委託しよう、あるいは受け皿となる団体をこしらえようと思っっているというふうに私は思うのですが、そこら辺の実際の進みぐあいを教えていただけませんか。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） お答えをいたします。

指定管理の指定手続に関しましては条例がございまして、公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例がございまして、この条例に基づいて手続を進めてまいりたいというふうに考えております。基本的にはこれまでも、一番最初の指定管理のところにつきましては公募で行っているというふうな経過もありますし、今回図書館に当たっても公募を基本に現在考えているというところがございます。ただ、やはり町民の顔が見える、あるいは指定管理者の顔が見える体制というものも私としても必要であろうなというふうに考えているところがございます。そういった意味で、募集要項についてはまだこれからというふうなことでありますけれども、そういった募集要項の書き方によって、また募集できる方も決まってくるというふうなこともあります。そういったことについて十分検討しながら手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 指定管理者制度というのは、その管理者を指定するときに、たしか議会の承認が必要だと思えます。そのときにまた議論を当然しなくてはいけないわけですが、先ほど言いましたとおり、必ず町民を含めた議論、あるいは周知の徹底はぜひともいただきたいなと思えます。そうでないと、冒頭に私言いましたとおり、全国的には悪い事例がクローズアップされているという事実がありますので、遊佐町もそうなるのではないかという要らぬ危惧を持たれてしまうと、それはやっぱり損なことだと思いますので、そうはならないように、ぜひともそれはお願いしたいなというふうに思います。

あと、指定管理者制度の悪い部分と言われている代表例として、代表例なので、絶対というわけではないですが、いわゆるワーキングプアが発生してしまうのではないかという危惧がされて、そういうところもあります。そうではないところもあるのですが、例えば開館時間を長くしたのだけれども、全体の給料が変わらないので時給が下がってしまったりとか、そういうことがあるような自治体も聞いておりますので、ゆめゆめ遊佐町においてはそのようなことがないようなふうにはぜひともお願いしたいなというふうに思います。これは非常に重要ですので、我々が決議して安い労働者をつくるということがやっぱりあってはならないと思います。

それから、あと最後に、先ほど教育長から月曜日あけてほしいだとか、開館時間を長くしてほしいという要望があるという話を聞きました。指定管理者制度を導入したときのメリットとして、今おっしゃったようなことがあったり、あるいは例えば遊佐町では実際できるかわかりませんが、図書館の中に文房具屋さんを置いたりとか、それはできるかどうかは別ですよ、やっている場所がありますね、よそでは。そういうふうなサービスの部分があったりします。例えば、これは指定管理者制度をせつかく入れるというふうに考えていらっしゃるのであれば、開館時間云々以外にこういうことをやってもらえたらいいなとか、そういうことがありましたら聞かせていただきたいということで私の質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 答弁をいたします。

サービスの向上に拡大について図っていきたいというふうなことで基本的には考えているところでございます。全国的にはいろんな事例等もありますけれども、今考えているところでは飲食コーナーの設置などはどうかというふうにも思っているところでございます。夏休みあるいは春休み、子供たちが勉強のために午前中来たときに、一回お昼御飯を食べに戻らなければならないというふうなこともあるようです。ただ、これについては場所の問題もあるわけです。そういう意味では、こちらからもお話しはできるというふうには思いますけれども、指定管理者の工夫はこういったところが見せどころかなというふうにも思っているところでございますので、そういったことについて今後検討してまいりたいというふうにも思っているところでございます。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の質疑を終了します。

ほかにございませんか。

8番、佐藤智則議員。

8番（佐藤智則君） 指定管理に関するいわゆる質問ですから、やはり似通っているところは多分にあります。私も前、一番最初に筒井さん、それから今齋藤さん、3番目が私ということで、かなり重複はございますけれども、私の思いということでお聞きになっていただければというふうに思います。

まず、今般の議第87号について、可否について議論するつもりはありません。図書館の指定管理移行については全国的な議論されているさなかでもあり、時代の趨勢とも言うべきものかもしれません。しかし、公共図書館は、その地域の歴史や文化、行政資料などを保存し、これを現在及び将来の市民の利用に供するよう整えておくのを重要な使命としております。図書館は、地域の知の拠点であると言われております。この拠点である図書館について、今定例会に管理運営を民間に委ねる指定管理制度に移行する条例がきょう上程をされております。全国的には自治体として住民に対して周知を図り、図書館協議会で十分な協議がなされ、教育委員会を通して自治体が議会に議決を求めるプロセスが一般的であります。我が町の条例案上程までの経緯をお聞きします。また、図書館協議会は図書館においてどのような位置づけなのかお聞きします。

議長（堀 満弥君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

経営につきましてはあらかし先ほど申し上げたつもりでございしますが、そもそも指定管理に付するということは、これも繰り返しになろうかと思いますが、住民サービスの向上に資するのだと。先ほどどんな姿が今後想定できるかという一例がありましたけれども、それぞれ思いはもっともとあるのだと、教育委員会としての案ももっともといっぱい膨らんでいるのだというふうに思います。その一端のご紹介がありました。

何といっても開館時間の問題だとか、日数の問題だとか、利用増進を図っていくというところ、行政でもやってやれなくはない。ただ、今後8,000人という人口ビジョンを1つ持ち出してお話をさせていただくと、これだけの急速な町民人口の減少の中で、どうしても行政組織自体、将来的にはコンパクトにしていくな必要があると、これは誰しも共通認識を持っていただけるのだというふうに思います。そういった中で、

職員も恐らくその段階段階で定員を減少させていくという方向にある、そういった一つの現象、課題というより現象だと思いますが、そこに照らして施設の利用増進を図っていくためにはといったところで考えられるのが、やはり公の業務を、あるいは公の施設を民間に開放していくという大きなこれからの施策の流れが、柱があるのだというふうに思います。そこで、できるならば新しく雇用も創造していくということも当然考えられるわけでありまして、そういった効果も期待しながらというようなことを我々の中には基本的な考えとしてあります。施設の維持管理におけるコスト削減ということにもつながっていくものというふうに期待をしております。そういった課題なり将来の遊佐町の将来像を考えながら、総合戦略の基本的な考えも踏まえながら、今年度に入りまして並行して内部的な議論を行ったことで、いよいよ事務改善委員会に提案があったということでありまして、7月以降の先ほど来の手順を踏んでいったというものであります。

議長（堀 満弥君） 池田企画課長、簡明をお願いします。

企画課長（池田与四也君） はい、わかりました。

いわば執行権限の範囲でルールにのっとして、手順を踏んで、そして庁内議論を尽くして、そして今回町民議論に付していくという段階に来たということでございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 図書館協議会について答弁を申し上げます。

図書館協議会につきましては、条例によりまして図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う事業につき、館長に対して意見を具申するというふうになっております。今回の条例改正におきましては、この図書館協議会のところは特に改正はしないということしております。協議会の委員につきましても、教育委員会が引き続き任命をするというふうなことで考えております。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 当然従来どおり図書館長も位置づけになりますので、どなたかになっていただくかりーダーシップを発揮していただく、それも大きなポイントになってくると思いますし、民間委託に移行する一番の眼目はサービスの向上と。住民サービスの向上、ここに尽きると思います。ここなくしては移行する意味は何もないわけですので、そのところは第1の眼目として、お互いに図書館協議会の位置づけもあります。図書館長人選もあります。もちろん契約結ぶときの中身のチェックもあるわけですが、一番の眼目は住民サービスの向上であるということ肝に銘じておきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 8番、佐藤智則議員。

8番（佐藤智則君） 池田課長のいろいろな話は筒井議員のときからも聞いて、おおむねこういことなのかというぐらいしか自分の頭の中には入っておりませんが、大層ないろんな計画のもとにいろんなことの、指定管理に向けてどうすればよき町民から喜んでいただけるような、そういった指定管理制度にすることができるのかなというふうなことで議論、いろんな協議をされたということはわかる。でも、結論から言うと正直言って何で、さっきもちょこっと出た、何で今なのだとしたことなのですか、私も。何で今なのだと、この時期なのだとしたことなのですか。もうさっきも質問の中にあつたように、平成28年4月1日施行です。施行、もう正直数えたら3カ月半しかありません。その中で、さっき教育課長も言

っておった。これからそういったことに講ずるのだと。そういったことを考えたときに、本当にうまくそういったことが4月1日にでき得るのかなと、これは心配しますよね。これから講ずるといのは。でも、それを逆に、これは疑念といのは余りいいことではありません、確かに。だけれども、自分自身は何でこの12月の定例議会に出されてくるのだという思いの中で思ったときに、4月1日の施行ということであれば、正直もう団体とか、事業所とか、NPOとか、いわゆる選定そのものがひょっとしたらなされておるのかなと、そういう疑念を私はふつつと持つ。そういったのも既に選定ができ上がっていて、それで具体的な公の公表はできないけれども、粛々とその路線で4月1日に向けて進むのだということがひょっとしたらでき上がっているのかな、そんなふうに思ったりするのですが。私の疑念です、あくまで、どうでしょうか。

議長(堀 満弥君) 高橋教育課長。

教育委員会教育課長(高橋 務君) お答え申し上げます。

先ほどの答弁でも申し上げたとおり、公募を基本に考えているところであります。そうしたことから、想定している団体、事業所等については現時点、今のところないというふうなことでございます。

議長(堀 満弥君) 8番、佐藤智則議員。

8番(佐藤智則君) あるとは言えないよな、正直。

それで、例えば課長からさっきの答弁があったように、図書館協議会といのは遊佐町にも設置しています。それで、いろいろあなたからもあつたけれども、自分も……

議長(堀 満弥君) あなたと言うのはやめてくれ。

8番(佐藤智則君) 議長の言葉でもやめてくれという言葉もやっぱりあるのだなと思って今伺っていましたけれども。

議長(堀 満弥君) 何回注意したって聞かないものだし。

8番(佐藤智則君) それで、図書館の協議会といのは、いろいろ課長が言われたように、第12条に、その第2項には、いわゆる館長に対して意見を具申する、この文言、条項がありますよね。それから、3項が協議会の委員の定数は7名以内にとすると、これも決まっている。その内容です。(1)から(3)まであって、(1)は学校教育及び社会教育の関係者、(2)、家庭教育の向上に資する活動を行う者、(3)、学識経験のある者、いわゆるその道のいろんな知識や経験やいろんなことを持っている方が教育委員会のほうから選任されているわけですよ。そういったすばらしいいわゆる人方が協議会を構成しているわけですから。いわゆる私もこういったことには知識がないから、いろいろネットなんかでも見てみました、他の事例。そうすると、協議会といのは物すごい権威を持っているところもたくさんあります。協議会でしっかり協議をして、その状況によって教育委員会もそれを参考にさせてもらって、いろいろ事を進めます。そのぐらい威厳の高い、強い、そういった協議会もいっぱいあるのです。そういったことをしたときに、やはり遊佐町もこの協議会といのものの今回の協議会という位置づけ、これはどうだったのかなと私思うのです。池田課長からいろいろ話のあつた状況もさまざまの委員会とか、そういうのと違って、協議会の位置づけ、私はすごく大事なポジションですから、皆さんですから、ましてやこれからの図書館のいろいろなことの運営に関して大事なセクションでしょう。だから、そういったことからしたときに、やっぱり大事なそういった組織があつて、組織の皆さんがおられるわけですから、やっぱりそういったも

のが前面に出てこないというのはすごく残念でならない。

3問目、これ時田町長は就任当初より町民主役の町づくりを前面に掲げ、町政を担ってきましたが、さきにも申し上げましたように、図書館は地域の知の拠点であるとして利用する町民に対して、今日まで綿々と続いてきた長い町立図書館の歴史に対して大きなくさびを打ち込む条例の上程は、町民不在の性急かつ時期尚早という観点から、この条例案の原点に立って、改めて町民理解と図書館協議会の審議のもとに再スタートするよう求め、質問いたします。もし今3問目にご答弁ありましたら、よろしく願います。

議長（堀 満弥君） 高橋教育課長。

教育委員会教育課長（高橋 務君） 図書館協議会の部分についてご答弁申し上げます。

図書館協議会につきましては、条例によりまして図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う事業につき館長に対して意見を具申するというふうに規定されております。今回は、条例改正案につきましては指定管理にできるというふうな内容での条例でありますので、そこにつきましては設置者である教育委員会としての責任のもとに条例改正をさせていただきたいというふうなことであります。しかしながら、実際の指定管理になった場合の運営につきましては、これは大きな協議会の皆さんにもご意見をいただくということが必要だというふうに考えております。ですから、例年ですと5月と2月の2回図書館協議会を行いまして、そのほかに10月には研修会を実施しているわけですが、この2月の図書館協議会を早めまして、1月中に行って、業務仕様書の案につきましてご意見をいただくと、そのような考えでおります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 私の意見をという求められましたので、答弁をさせていただきます。

我が町では町民体育館が既に指定管理に付してからかなりの年数になりますけれども、かなりの活用をいただいているというふうに思っております。

そして、実は子どもセンターが昨年オープンしたのですけれども、大体ほとんど毎日お休みなしで、お正月のとき1週間ぐらいはお休みですけれども、あとはお休みしないで開館をしてきました。そこで町民の皆さんからお叱りを受けるのは、何で文化の日に図書館が閉館なのだとかという、やっぱりお叱りもいただきます。職員を町から今2名派遣していますけれども、2名派遣して、そして職員の体制プラス臨時の職員は7時間45分でしょうか。今臨時でいけば、それが10カ月採用の職員という形で、なかなか齋藤議員おっしゃったワーキングプアを生み出す、そんな形の中で、人事にも、中でも館長さんから苦勞なさっていると伺っています。館長さんは何もなくするわけでないし、主たる所管は教育委員会、そしてこれまでの協議会も維持するということで事務改善委員会、職員の中から出てきたことの結果としてこうやりたいのです。行政というのは、最少の経費で最大の効果を生み出せとよくお叱りを受けますけれども、私自身としては図書館の運営、今全国各地でツタヤさんにいいとか悪いとかいろいろ裁判になったり、武雄市は何か最初は物すごくもてたのですけれども、なかなか今はもう弊害のほうが表示しているという事態もあるようですけれども、完全に館長を中心として、そして協議会を皆さんからご意見を伺えるものであれば、これまでの民間のノウハウは生かせるのではないかと。そして、今人材が非常に、役場の職員も派遣とかいろんな形で外部に派遣している状態で、非常に少ないという状況。実は、来年の採用を大量に、5

人ほど行政職やめるといふ状況とかいろいろあるわけで、なかなかやっぱり人員を今後に向けていけば、ふやさないで削減して、そしてそれを民間の力の活用をいただいて、やっぱり行政を維持していく方向に進まないと大変なのかなと思っています。

町の体育館、非常に体協から私はよく管理運営いただいていると思っています。あれを社会体育施設と位置づけたときに、社会教育施設、ですから専門職等も配置も必要なのでしょうけれども、それら等をクリアして、そして月2回ぐらいの休日ですることができれば、町民サービスという形からいけば、これまでとはまた一歩違った形で町民の皆さん、それから子供たちに活用いただける、そんな体制が何とかできれば素晴らしいものだと思って、このような決断をさせていただいたということでもあります。全てがいつまでも行政で、行政の守備範囲で担うという形から、地域の民間の皆さんの力も発揮をいただいて、皆さんからその経営に当たっていただくことによって、地域への豊かさは失わない中での指定管理をやっている形ならば、必ずや経費の、同じ経費かけても職員が中に戻ってくるわけですから、それらを考えれば、役場の体制の職員の増員はなかなか難しい中でも、これからの時代に合った行政を町民体育館に倣って社会教育施設にも踏み出すということをご理解をお願いしたいと思っています。

議長（堀 満弥君） これにて8番、佐藤智則議員の質疑を終了します。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第87号 遊佐町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（堀 満弥君） 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議第88号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（堀 満弥君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第88号 遊佐町西浜コテージ村の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第7、議第89号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第89号 遊佐町下水道条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、補正予算審査の結果報告に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)ほか、特別会計等補正予算6件について、補正予算審査特別委員会土門勝子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会土門勝子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成27年12月11日

遊 佐 町 議 会
議 長 堀 満 弥 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会
委 員 長 土 門 勝 子

審 査 結 果 報 告 書

平成27年12月9日、定例会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第77号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)

議第78号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議第79号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)

議第80号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

議第81号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第82号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

議第83号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)

2. 審査の結果及び意見

平成27年度遊佐町一般会計補正予算ほか6件の特別会計等補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(堀 満弥君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手多数です。

よって、議第77号 平成27年度遊佐町一般会計補正予算(第4号)、議第78号 平成27年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議第79号 平成27年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第2号)、議第80号 平成27年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)、議第81号 平成27年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)、議第82号 平成27年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)、議第83号 平成27年度遊佐町水道事業会計補正予算(第3号)、以上7議案は原案のとおり可決されました。

次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第9、議第90号 平成27年度吹浦統合簡易水道事業直世配水池築造工事請負契約の締結についての件を審議いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(堀 満弥君) ないようですので、これをもって討論を終了します。

これより議第90号 平成27年度吹浦統合簡易水道事業直世配水池築造工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(堀 満弥君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第10から日程第12まで、議第91号 人権擁護委員候補者の推せんについて外2件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

議長（堀 満弥君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、人事案件について私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第91号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員の高橋アイ子氏の任期が平成28年3月31日で満了となるため、再び人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、意見を求めるものであります。

続きまして、議第92号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員の渋谷由美子氏の任期が平成28年3月31日で満了となるため、再び人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

議第93号 人権擁護委員候補者の推せんについて、本案につきましては、人権擁護委員の佐々木正紀氏の任期が平成28年3月31日で満了となるため、新たに佐藤忠弘氏を人権擁護委員候補者として推薦したく、意見を求めるものであります。

以上、人事案件3件についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで、本会議を休憩いたします。

（午後4時40分）

休 憩

議長（堀 満弥君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後4時47分）

議長（堀 満弥君） 会議時間の延長についてお諮りします。

本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

さきに提案しておりました議第91号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、議第92号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、議第93号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(堀 満弥君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了しました。

これをもって第509回遊佐町議会12月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後4時50分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成27年12月11日

遊佐町議会議長 堀 満 弥

遊佐町議会議員 阿 部 満 吉

遊佐町議会議員 佐 藤 智 則